

第14 その他の留意事項

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

本市の被害予測調査では太平洋側は、浸水想定域に人家等がないことから、海岸線を除いて避難行動対象地域から除外していますが、観光客、海水浴客、釣り客等に対しては適切な情報提供を行い、海岸からの速やかな避難行動を促す体制を構築する必要があります。

市における対策としては同報系防災無線やメール等により迅速な情報提供を行う一方、海岸利用時にも津波避難の重要性を周知するため、標高看板や避難案内看板等の設置をします。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者が津波からの避難することは、非常に難しい側面がありますが、以下の点を中心に支援体制の整備を図ります。

(1) 避難行動要支援者の把握

災害時における迅速な支援を可能とするためには避難行動要支援者の情報を事前に把握しておくことが必要になりますが、避難行動要支援者名簿を適切に活用し、要支援者への円滑な安否確認、支援に努めます。

(2) 地域における避難行動支援及び支援体制の整備

要支援者の方は避難行動を行う際に、家族や地域支援に頼らざるを得ない現状にあるため、場合によっては自動車等による避難を行うなど、状況によって避難方法を検討する必要があります。

また円滑な避難を可能とするため、近隣住民や自治会や民生委員をはじめとする支援者団体等との関係を密にし、災害が発生する前から支援体制を整備しておく必要があります。